

第 1 1 回 伊万里市農業委員会会議

1. 日 時 令和2年11月2日(月)
 開会 午後3時00分
 閉会 午後3時55分

2. 場 所 市役所 第8会議室

3. 出 席 13名

4. 欠 席 1名

議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席
1	山口 友三郎	○	8	前田 勉	○
2	池田 良一	○	9	山口 光壽	○
3	鶴田 裕幸	○	10	湊上 幸雄	○
4	吉村 幸夫	○	11	松永 久美子	○
5	梅村 幸臣	○	12	相良 安夫	○
6	力武 正光	○	13	堤 正樹	○
7	西山 哲	欠	14	副島 敏和	○

議事録署名者 6番 力武 正光

10番 湊上 幸雄

5. 事務局職員

職名	氏名	職名	氏名
事務局長	野中 信守	農地係長	岩野 江利子
書記	江口 裕典		

6. その他出席者

なし

7. 付議事項

議案第47号	農地法第5条の申請について	8件
議案第48号	農地法第4条の申請について	2件
議案第49号	農地法第3条の申請について	3件
議案第50号	農用地利用集積計画 〔農業経営基盤強化促進事業〕について 利用権設定 通年 公社への売渡	3件 1件
議案第51号	農地の買受適格証明願（耕作目的）について	3件

8. 報告事項

報告第17号	農地法第18条第6項通知の受理について	3件
--------	---------------------	----

9. 連絡事項

なし

議長	<p>みなさん、こんにちは。 できる限り時間を短縮して行いたいと思いますので、ご協力よろしく申し上げます。</p>														
議長	<p>それでは、ただいまより第11回農業委員会会議を開会します。 本日の欠席者は7番西山哲委員さんです。</p> <p>次に、議事録署名人の御依頼を申し上げます。 今回は6番 力武 正光委員、10番 淵上 幸雄委員です。 事務局で作成する議事録が完成次第御署名をお願いします。</p> <p>本日の議案数は、5つです。</p> <table border="0" data-bbox="411 772 1316 1142"> <tr> <td>議案第47号 農地法第5条の申請について</td> <td style="text-align: right;">8件</td> </tr> <tr> <td>議案第48号 農地法第4条の申請について</td> <td style="text-align: right;">2件</td> </tr> <tr> <td>議案第49号 農地法第3条の申請について</td> <td style="text-align: right;">3件</td> </tr> <tr> <td>議案第50号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕について</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 100px;">利用権設定 通年</td> <td style="text-align: right;">3件</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 100px;">公社への売渡</td> <td style="text-align: right;">1件</td> </tr> <tr> <td>議案第51号 農地の買受適格証明願いについて</td> <td style="text-align: right;">3件</td> </tr> </table> <p>また、報告事項は、1つです。 報告第17号 農地法第18条第6項通知の受理について 3件</p> <p>となっております。</p>	議案第47号 農地法第5条の申請について	8件	議案第48号 農地法第4条の申請について	2件	議案第49号 農地法第3条の申請について	3件	議案第50号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕について		利用権設定 通年	3件	公社への売渡	1件	議案第51号 農地の買受適格証明願いについて	3件
議案第47号 農地法第5条の申請について	8件														
議案第48号 農地法第4条の申請について	2件														
議案第49号 農地法第3条の申請について	3件														
議案第50号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕について															
利用権設定 通年	3件														
公社への売渡	1件														
議案第51号 農地の買受適格証明願いについて	3件														
議長	<p>それでは、議事に入ります。 議案第47号 農地法第5条の申請について事務局から説明をお願いします。</p>														
事務局	<p>議案第47号 農地法第5条の申請8件について御説明します。 議案の1ページ、48番になります。 図面は、1ページから8ページになります。</p> <p>申請地は、〇〇〇〇地区です。 譲受人が、共同住宅を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は、第2種農地。 許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p>														

事務局	<p>続きまして、議案の1ページ、49番になります。 図面は、9ページから18ページになります。</p> <p>申請地は、〇〇〇〇地区です。 譲受人が、建売分譲住宅を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は、第1種農地。 許可基準としましては、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当します。</p> <p>続きまして、議案の1ページ、50番になります。 図面は、19ページから25ページになります。</p> <p>申請地は、〇〇〇〇地区です。 譲受人が、作業場及び駐車場を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は、第3種農地。 許可基準としましては、許可し得るに該当します。 なお、許可を受けずに転用していたとして始末書が添付されています。</p> <p>続きまして、議案の2ページ、51番になります。 図面は、26ページから29ページになります。</p> <p>申請地は、〇〇〇〇地区です。 譲受人が、駐車場兼資材置場を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は、第3種農地。 許可基準としましては、許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の2ページ、52番になります。 図面は、30ページから36ページになります。</p> <p>申請地は、〇〇〇〇地区です。 借受人が、一般住宅を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は、第1種農地。</p>
-----	---

事務局	<p>許可基準としましては、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当します。</p> <p>続きまして、議案の2ページ、53番になります。 図面は、37ページから43ページになります。</p> <p>申請地は、〇〇〇〇地区です。 譲受人が、一般住宅を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は、第2種農地。 許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の3ページ、54番になります。 図面は、44ページから50ページになります。</p> <p>申請地は、〇〇〇〇地区です。 譲受人が、一般住宅を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は、第2種農地。 許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の3ページ、55番になります。 図面は、51ページから56ページになります。</p> <p>申請地は、〇〇〇〇地区です。 譲受人が、一般住宅を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は、第2種農地。 許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>議案第47号 農地法第5条の申請については以上8件です。</p>
議長	<p>はい。ありがとうございました。 それでは、48番について担当委員から説明をお願いします。</p>

○番委員	<p>半年ぐらい前から、相談があっていたところです。アパートを計画されており、計画地の一部が農地です。道路に面していて、下水が整備されています。雨水は既設の道路側溝へ接続されます。区長、生産組合長の印鑑もありましたので、私も問題ないと判断し、印鑑を押しました。</p> <p>ご審議、よろしくお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、48番について、御意見、御質問がありましたらお願いします。</p> <p>＜なし＞</p> <p>特になさいますので、続きまして、49番について担当委員から説明をお願いします。</p>
○番委員	<p>この件はですね、前任委員が、すでに押印されておりましたが、提出するにあたり、新しい農業委員でやってくれということで、私も現地を見に行ってきました。道を挟んだ住宅地の隣になっています。</p> <p>建売住宅ということですが、浄化槽を設置し、排水については既設の道路側溝へ接続されます。</p> <p>区長、生産組合長の印鑑もありましたので、私も問題ないと思います。よろしくお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、49番について、御意見、御質問等がありましたらお願いします。</p> <p>＜なし＞</p> <p>特になさいますので、続きまして、50番について担当委員から説明をお願いします。</p>
○番委員	<p>申請者が納車準備室及び洗車場と駐車場をつくるということで、増設です。</p> <p>洗車をした水については、現在油水分離槽があつてそこに流して、その後は下水道へ接続されます。雨水だけはそのまま既設の道路側溝へ排水されます。</p> <p>区長、生産組合長の印鑑もあり、問題ないと思いますのでよろしくお願いします。</p>
議長	<p>はい。どうもありがとうございました。</p> <p>それでは50番について、御意見、御質問がありましたら、お願いします。</p> <p>＜なし＞</p>

議長	特にないようですので、続きまして、51番について担当委員から説明をお願いします。
○番委員	周りはほとんど宅地ですので、問題ないと思います。 雨水は既設の道路側溝へ接続されます。 区長、生産組合長の印鑑もあり、問題ないと思いますので、ご審議よろしくをお願いします。
議長	ありがとうございました。 それでは、51番について、御意見、御質問がありましたらお願いします。 ＜なし＞ 特にないようですので、続きまして、52番について担当委員から説明をお願いします。
○番委員	田んぼを埋めて一般住宅を建てたいとのこと。生活雑排水については、浄化槽を設置され、雨水は既設側溝を通して水路まで放流されます。 区長、生産組合長の印鑑もあり、問題ないと思います。審議のほどよろしくをお願いします。
議長	ありがとうございました。それでは52番について、御意見、御質問がありましたら、お願いします。 ＜なし＞ 特にないようですので、53番について担当委員から説明をお願いします。
○番委員	周りは、ほとんど住宅地ですので、排水の下水や道路側溝も整備されております。一般住宅を建てるということで、区長さん、生産組合長さんの印鑑もあり、問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくをお願いします。
議長	はい。ありがとうございました。 それでは、53番について、御意見、御質問はございませんか。 ＜なし＞ 特に無いようですので、続きまして、54番について担当委員から説明をお願いします。
○番委員	一般住宅を建てたいということです。排水は浄化槽と既設水とに接続されるため問題ございませんでしたので、生産組合長、区長の印鑑もありましたので、私も印鑑を打ちました。ご審議のほどよろしくをお願いします。
議長	はい。ありがとうございました。それでは、54番について、御意見、御質問がありましたらお願いします。 ＜なし＞

議長	特にないようですので、続きまして、55番について担当委員から説明をお願いします。
○番委員	<p>図面の52ページをちょっとみていただければわかるんですけども、申請地が分筆されて、ちいさな三角のところがあります。そこが、今回の申請になっているんですけど、他のところは山林でした。</p> <p>現地を確認しまして、図面をみますと浄化槽とか側溝とかちゃんと設置されるようになっていました。生産組合長区長さんの印鑑もありましたので、私も承認しました。ご審議のほどよろしくをお願いします。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。それでは、55番について、御意見、御質問等がありましたらお願いします。</p> <p>＜なし＞</p> <p>特に無いようですので、農地法第5条の申請 8件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。</p> <p>続きまして、議案第48号 農地法第4条の申請について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第48号 農地法第4条の申請2件について御説明します。議案の4ページ、11番になります。図面は、57ページから62ページになります。</p> <p>申請地は、〇〇〇〇地区です。申請人が、農業用倉庫を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は、第2種農地。許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の4ページ、12番になります。図面は、63ページから66ページになります。</p> <p>申請地は、〇〇〇〇地区です。申請人が、一般住宅の敷地を拡張するための申請です。なお、許可を受けずに転用していたとして始末書が添付されています。</p> <p>農地区分は、第2種農地。</p>

事務局	許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。 議案第48号、農地法第4条の申請については以上2件です。
議長	はい。どうもありがとうございました。それでは農地法第4条申請 11番について担当委員から説明をお願いします。
○番委員	今まで、利用されていた精米所がもう高齢で辞められたということで、所有者が乾燥機、もみ摺り機を入れる場所及び農業用倉庫を建てたいということです。 区長さん、生産組合長さんの印鑑もありましたので、承認しております。ご審議よろしくをお願いします。
議長	はい。どうもありがとうございました。それでは11番について、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。 ＜なし＞ 特に無いようですので、続きまして、12番について担当委員から説明をお願いします。
○番委員	先ほどの53番の隣になりますが、物干しとか通路のため宅地を拡張したとして始末書が添付してあります。 排水等、問題ないと思います。区長、生産組合長の印鑑もありました。ご審議よろしくをお願いします。
議長	はい。どうもありがとうございました。それでは、12番について御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。
○番委員	11番ですけど、ここは、都市開発区域ですかね、農振区域ですか？ 都市開発区域だったら、農業用倉庫で糶摺り小屋は許可の下りんはずでもんね。
事務局	はい。 申請地は、都市開発区域内に該当します。 開発協議の手続きについてどうなっているか、事務局で詳細を確認させていただきたいので、議案第48号の4条申請については、一旦保留にさせていただいて、議事を進めていただきたいと思います。
議長	はい。わかりました。 それでは、4条申請の分については、いったん保留にし、議案第49号 農地法第3条の申請3件について事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第49号 農地法第3条の申請3件について御説明します。

事務局	<p>議案は5ページ、33番から35番になります。</p> <p>申請事由や経営状況等を掲げております。全て農地法第3条第2項の各号には該当しないため、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしております。</p> <p>議案第49号 農地法第3条の申請については以上3件です。</p>
議長	<p>それでは、農地法第3条の申請については一括審議となっておりますので、議案の5ページを見ていただき、御意見、御質問がありましたら、お願いします。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、議案第49号 農地法第3条の申請3件については許可とします。</p> <p>続きまして、議案第50号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年についての説明を事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>議案第50号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年3件について、御説明します。</p> <p>議案の6ページに明細書を掲げておりますのでそちらをご覧ください。</p> <p>今回は借受人が3名、貸付人が3名で、面積は田が4, 217㎡です。利用目的、利用権設定期間、借賃などは明細書に記載しているとおりです。申出書を7ページ・8ページに掲げております。</p> <p>議案第50号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年については以上3件です。</p>
議長	<p>議案第50号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年3件について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、議案第50号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年3件については申し出のとおり決定します。</p> <p>続きまして、議案第50号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の公社への売渡について、事務局から説明をお願いします。</p>

事務局	<p>議案第50号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の公社への売渡についてご説明いたします。</p> <p>議案は9ページの1番になります。</p> <p>こちらは10月の委員会で副島委員と池田委員にあっせん委員になっていただいた案件について買い手が決まりましたので、今回、まずは農業公社へ売渡する内容となっています。</p> <p>田が3筆、面積は6,724㎡となっております。</p> <p>議案第50号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の公社への売渡についての説明は以上です。</p>
議長	<p>議案第50号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の公社への売渡について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、議案第50号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の公社への売渡しについては承認を頂きましたので、申し出のとおり決定します。</p> <p>続きまして、議案第51号 農地の買受適格証明願（耕作目的）について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第51号 農地の買受適格証明願（耕作目的）について、ご説明いたします。</p> <p>議案は11ページ、1番から3番になります。</p> <p>伊万里市が所有する土地の売却に伴う一般競争入札に際して、物件の公簿地目が田であり、入札の参加資格として農地の買受適格証明が必要となるため申請が出ています。</p> <p>配布している資料・営農計画書をご参照ください。</p> <p>1番です。現在の経営面積は、14,071㎡です。主に脇田町で水稻を作付されています。取得後は、水稻の作付予定です。</p> <p>2番です。現在の経営面積は、7,520㎡です。脇田町で水稻を作付されています。取得後は、水稻の作付予定です。</p> <p>3番です。現在の経営面積は、5,432㎡です。脇田町で、野菜やキウイを作付されています。申請地は1筆のみです。取得後</p>

事務局	<p>は、キウイの作付予定です。対象農地周辺は水稻が作付されておりますので、キウイを作付するにあたっては、防除等、周辺に配慮するとのことです。生産組合長に話をされ承諾を得られています。</p> <p>以上のことから、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしております。</p> <p>議案第51号 農地の買受適格証明願（耕作目的）についての説明は以上です。</p>
議長	<p>議案第51号 農地の買受適格証明願（耕作目的）について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、議案第51号 農地の買受適格証明願（耕作目的）については、農地法3条の許可の要件を満たすとして、農地の買受適格証明書を発行します。</p>
議長	<p>それでは、先ほどの4条について、確認が終わったようですので、事務局よりお願いします。</p>
事務局	<p>はい。</p> <p>先ほどの議案第48号第11番の申請について、ご質問がありました内容についてご説明します。</p> <p>今回の申請地は都市計画区域には入っていますが、都市計画法で定める用途地域ではありませんので、農業振興地域内の農地にあたります。</p> <p>1,000㎡を超え、切り盛り50cmを超える開発の場合は、開発協議の手続きが必要ですが、今回は切り盛りせずにそのまま利用されるため、開発協議の手続きは必要ありませんでした。</p> <p>ここが、用途地域であれば、それぞれの用途が定められているため、もし住居に特化しているとされている場所であれば、農業用倉庫の建設はできないということになり、その審査は、建築協議を出されるときにされることとなります。</p> <p>今回の申請は用途地域ではないので、その規制の対象には当たらないと判断することとなります。</p>
○番委員	<p>農業振興地域ということですね？</p>

事務局	はい。そうです。用途地域ではありませんので、農業振興地域ということになります。
○番委員	わかりました。
議長	はい。ありがとうございました。それでは、ほかに、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 無いようですので、議案第48号 農地法第4条の申請2件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。 議案についての審議は以上になりますので、続きまして報告事項に移ります。 報告第17号 農地法第18条第6項通知の受理について、事務局から報告をお願いします。
事務局	報告第17号 農地法第18条第6項通知の受理について御説明します。 議案の12ページをご覧ください。 14番についてご説明します。貸人の都合による解約となっております。解約後は、転用の予定となっております。 続きまして、15番についてご説明します。 貸人の都合による解約となっております。解約後は、転用の予定となっております。 続きまして、16番についてご説明します。 貸人の都合による解約となっております。解約後は、別の方が耕作される予定となっております。 報告第17号 農地法第18条第6項通知の受理については以上3件です。
議長	報告第17号 農地法第18条第6項通知の受理について、御意見、ご質問はございませんか。 <なし> 特に無いようですので、これで報告事項を終了します。 これで、第11回の農業委員会会議を閉会します。
	<<<議事終了>>>